

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

龍ヶ崎市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現状

当市は首都50km圏内という地理的条件を生かし、龍ヶ崎ニュータウンや佐貫駅周辺の土地区画整理事業による宅地造成や、つくばの里工業団地造成事業といった大規模開発が行われ、豊かな自然と都市の利便性を併せ持ったまちづくりが進められている。

このような中で農業は稲作が主体で、就業者の高齢化、兼業化が進んでおり、今後は消費者ニーズに合わせた環境に優しい農業を推進する必要がある。

また、経営体や担い手が効率的な営農を行うため、農道やかんがい施設の保全管理や、農用地の保全に関する取り組みを行う必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、環境に配慮した農業生産方式を普及させるとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	農業振興地域内の農用地区域の農地	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	農業振興地域内の農地	法第3条第3項第3号に掲げる事業

## 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規程に基づき、県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。